

次回期日令和4年1月19日午後1時30分

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

令和4年 1月 7日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 村 珠 代

準 備 書 面 (8)

原告らは、被告提出令和3年11月1日付準備書面(6)に対して、以下のとおり反論を行う。

目 次

第1 「第1 名古屋地裁令和3年3月30日判決(D1—Law 登載[判例ID28291807])に関する原告らの主張が失当であること。」について	3頁
第2 「第2 令和3年3月3日の予算委員会における菅内閣総理大臣の答弁に関する原告らの主張は同答弁を正解したものではなく, 失当であること」について	5頁
第3 「第3 原告らのいう「子の連れ去り」が離婚後単独親権に起因するものであり, 原告らの基本的人権を侵害する旨の原告らの主張には理由がないこと」について	7頁
第4 「第4 家庭裁判所における子の監護に関する処分事件の処理件数等に関する原告らの主張には理由がないこと」について	8頁
第5 「第5 相当な方法により面会交流が認められる手段が存在するとの被告の主張は認められないという原告らの主張は失当であること」について	10頁
第6 「第6 「親子審判制度」に関する原告らの主張は失当であること」について	13頁
第7 原告らの主張	15頁

第1 「第1 名古屋地裁令和3年3月30日判決（D1—Law 登載[判例ID28291807]）に関する原告らの主張が失当であること」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張の内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張が失当であること）について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 被告は、「しかしながら、前記名古屋地裁令和3年3月30日判決は、原告である教会、教会が経営する幼稚園の園児であった者ら（以下「園児ら」という。）、園長等が、同幼稚園の園庭の南隣にマンションが建築されたことによって、日照障害、風害、圧迫感等により人格権（子どもの権利）が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案について、園庭の日照状況、幼稚園の保育への影響等の具体的事情を総合考慮して、日照障害等が園児らの受忍限度を超えるか否かを検討する前提として、児童の権利条約、児童福祉法、学校教育法の規定等を参照としたにとどまる。」と主張する。

しかしながら、名古屋地裁令和3年3月30日判決が、日照障害等が園児らの受忍限度を超えるか否かを検討する前提として、児童の権利条約を参照したことは、児童の権利条約が、日本の批准により、日本の国内法秩序において、直接適用される法規範となったことを意味している（甲A53号証19頁「これに対して、現在では多くの国が一般的受容方式をとっており、このような国では条約締結手続以外に特別の措置をとることなく、条約の国内的適用が可能である。もっとも、このような国においても裁判所において条約が直接適用可能なためには、つまり条約に裁判規範性を認めるためには、当該条約が国内法上の問題について内容が明確で国の裁量の余地がないような規定をおいていることが必要であり、このような条件をそなえて直接適用が可能な条約を自動執行的な条約（self-executing treaties）という。」）。

(3) 被告は、「また、同判決は、マンション建築の施主である被告が、「日照阻

害が園児らに与える影響を園児らの立場に立って最も考えることのできる原告園長らの意見を聴くなどして、本件幼稚園における保育のカリキュラムに与える影響度合いなどの検討を十分にすることなく、本件マンションを建築することを決め」たことにつき、幼稚園を経営する教会との関係で、幼稚園の日照について配慮すべき義務を十分尽くすことを怠ったために牧師館の解体・撤去の費用を負担させるといふ損害を被らせたとして、教会に対する損害賠償責任を肯定したにすぎない。」と主張する。

しかしながら、被告が引用した判示内容はまさに、名古屋地裁令和3年3月30日判決が、日照障害等が園児らの受忍限度を超えるか否かを検討する前提として、児童の権利条約を参照した結果である。そしてそれは、児童の権利条約が、日本の批准により、日本の国内法秩序において、直接適用される法規範となったことを意味することである。

(4) そして被告は、「以上のとおり、同判決は、児童の権利条約を直接の根拠として園児らの具体的な権利・利益の発生や、その侵害による損害賠償責任を認めたものではなく、」と主張するが、上で述べた内容からすると、名古屋地裁令和3年3月30日判決が、日照障害等が園児らの受忍限度を超えるか否かを検討する前提として、児童の権利条約を日本の国内法秩序において、直接適用したことは明白である。

(5) また被告は、「まして、その権利等を確保する施策の実施に係る立法義務を認めたものでもない。したがって、原告らの前記主張は失当である。」と主張する。

しかしながら、日本国憲法により日本の国内法秩序において、直接適用される児童の権利条約は、日本の憲法よりは下位ではあるが、日本の法律よりも上位の地位が与えられている（甲A53号証20-22頁）。そして、「日本国憲法98条は、憲法の最高法規性を規定するとともに、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」（同

条2項)と定め、(中略)。この規定は、行政・司法当局は条約を遵守しまたはその遵守を確保しなければならず、条約は国内法より高い地位を有するものであって、裁判所が国内法を条約が矛盾すると判断した場合には、後者が優先し、当該国内法は無効とされるか改正されなければならないことを意味する、と説明されている。」(甲A53号証20頁)のであるから、児童の権利条約を日本が批准したことにより、同条約が保障した権利等を確保する施策の実施に係る立法義務を日本が負うことは憲法上明白なのである。

(6)そして被告は、「この点においても、同判決は、児童の権利条約3条1項の「趣旨に基づき、我が国も児童の最善の利益を考慮した施策を実施する責務を負っているといえる。」と判示しているとおおり、同条同項に基づき、国が「児童の最善の利益を考慮した施策を実施する」立法義務を負うとは判示しておらず、原告らの主張の根拠たり得ない。」と主張する。

しかしながら、上で述べたとおり、児童の権利条約を日本が批准したことにより、同条約が保障した権利等を確保する施策の実施に係る立法義務を日本が負うことは憲法98条2項により明白に義務付けられているのであるから(甲A53号証20頁)、被告が引用している判示が、国の立法義務を否定する根拠とはならないことは明白である(被告が引用した「責務」の言葉は、日本国憲法98条2項の「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」の「誠実に遵守することを必要とする。」を念頭においた「責務」ではないかと思われる。)

第2 「第2 令和3年3月3日の予算委員会における菅内閣総理大臣の答弁に関する原告らの主張は同答弁を正解したものではなく、失当であること」について

1 1項(原告らの主張)について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項(原告らの主張は菅内閣総理大臣の答弁を正解したものではなく、失当であること)について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 被告は、「原告らの論理には飛躍があるといわざるを得ず、失当である。」と主張する。

しかしながら、その菅内閣総理大臣の答弁は、以下の経緯で出されたものである。

令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問を行ったことを受けて、国会の予算委員会で立憲民主党の真山勇一参議院議員から、同年3月3日に、共同親権への検討について、菅首相に答弁を求めた（甲A121号証45枚目）。

そこで真山議員は、「離婚の際に、女性が子どもを連れ去る問題があること、最近では男性が子どもを連れ去ることも増えていること」を指摘した。

その真山議員の指摘に対して、菅内閣総理大臣は、まず「統計上については定かではありませんけれども、離婚に伴い子供と会えなくなった親や、一方の親に会えなくなった子ども達がつらい思いをすることがあることは理解をしております。」と答弁を行った。

そしてその後に、菅内閣総理大臣は答弁の最後の箇所において「こうした問題が多くあることを私自身も承知をして、憂慮しています。」と述べたのである。

すると、菅内閣総理大臣の「こうした問題が多くあることを私自身も承知をして、憂慮しています。」の答弁の前に出された「問題」は、真山勇一参議院議員が述べた「離婚の際に、女性が子どもを連れ去る問題があること、最近では男性が子どもを連れ去ることも増えていること」ことと、菅内閣総理大臣が述べた「統計上については定かではありませんけれども、離婚に伴い子供と会えなくなった親や、一方の親に会えなくなった子ども達がつらい思いをすることがあることは理解をしております。」しかないのであるから、菅内閣総理大臣の「こうした問題が多くあることを私自身も承知をして、憂慮しています。」

との答弁が、「離婚の際に、女性が子どもを連れ去る問題があること、最近では男性が子どもを連れ去ることも増えていること」ことと、「統計上については定かではありませんけれども、離婚に伴い子供と会えなくなった親や、一方の親に会えなくなった子ども達がつらい思いをすることがあることは理解しております。」ことについて述べられた内容であることは明白である。

第3 「第3 原告らのいう「子の連れ去り」が離婚後単独親権に起因するものであり、原告らの基本的人権を侵害する旨の原告らの主張には理由がないこと」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張には理由がないこと）について

しかしながら、仮に日本が離婚後単独親権制度ではなく、離婚後共同親権制度であった場合には、子を連れ去って子を単独で監護養育したとしても、それで単独親権者となれないのであるから、「連れ去り」が生じないことは明白である。

原告らが既に引用したように、二宮周平『多様化する家族と法Ⅱ』（株式会社朝陽会、2020年）47－49頁（甲A41）には、次の指摘がされている。

「3 単独親権の問題点と共同親権の可能性

したがって、父母双方が子の親権者でありたいと思い、調停や審判になった場合には、お互いの監護能力の優劣を争う。そのために過去の言動を事細かに指摘して相手方の人格を誹謗中傷する。監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。

離婚に詳しい弁護士は、離婚紛争にあっても、「父母がそれぞれ、子に対してその責任や役割をどう果たしていくべきか」と発想する前に、「いずれが親権者として適当か」の熾烈な争いを招く現行法の枠組みは、時代に合わないと指摘する。」

この記載からすると、現在の離婚後単独親権制度（民法819条）が激しい親権争いを生んでいること、さらには親権者になるためにはその段階で子を実際に監護養育していることが有利になる実務の運用がそれに拍車をかけていることは明白である。

それらの点で、「子の連れ去り」が離婚後単独親権に起因していることは明白である。

そして、「子の連れ去り」が、連れ去られる親と、連れ去られる子の双方の基本的な人権を侵害し、不利益を与えており、それを防ぐためには、本件訴訟で原告らが主張している、①刑事法規定、②民事法規定、③手続法規定の立法が必要不可欠であることも明白である。その立法は、離婚後単独親権制度（民法819条）が激しい親権争いを生んでいる現段階においてこそ、必要不可欠であることは明白である。

第4 「第4 家庭裁判所における子の監護に関する処分事件の処理件数等に関する原告らの主張には理由がないこと」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張には理由がないこと）について

被告は、「この点、離婚前の夫婦間の子の監護権の帰属をめぐることは、夫婦の生活スタイルの多様化や共働き夫婦の増加等に伴い、父母の監護が拮抗し、父母のいずれが主たる監護者であるのかを確定することが容易でない事案等の複雑な事案も少なくないとされており（乙5・東京家事事件研究会編「家事事件・人事訴訟事件の実務」238ページ）、かかる事情も平均審理期間の長期

化の一要因であると考えられる。」等と主張する。

しかしながら、その被告が引用する乙5号証はタイトルが「第7回 子の監護者指定・引渡調停・審判事件の審理」であり、その内容として以下の記載がされている。その内容からすると、原告らが引用した甲A141の2に記載された家庭裁判所における子の監護に関する処分事件（面会交流、監護者の指定及び子の引渡し）の新受件数及び平均審理期間の推移等が、「子の連れ去り」による当事者の感情の激しい対立によりもたらされていることは明白であり、その結果、被告の「子の監護者指定の調停・審判制度や子の引渡しの調停・審判制度があるから、子の連れ去りを防ぐ法律機能は不要だ」との主張が成り立たないことは明白である。

①乙5号証228－233頁

第1 はじめに一子の監護者指定・引渡事件の概要及び事件動向等

（中略）

2 事件動向等

以上を踏まえた上で、子の監護者の指定・引渡しに係る審判・調停事件の事件動向について俯瞰する。まず、子の監護に関する処分事件一般が大幅な増加傾向にあることについては、（中略）において指摘されている（本書5頁）ところであり、これは、面会交流調停・審判事件の申立てが激増していることのみならず、子の監護者指定・引渡事件が増加していることもその一因となっているものといえる。

（中略）

また、子の監護者指定・引渡事件では、別居や監護親が子を連れ去った事実経緯等をめぐり当事者が激しい対立下にあったり、申立人において子の連れ去りや監護状況が子の福祉に反すること等を理由に迅速な処理を求めたりすることもあり、その際に併せて審判前の保全処分（子の仮の監護者指定・仮の引渡し）を付随して申し立てることも多いのが特徴である。

②乙5号証239頁

第3 家事法下における審判事件（審判前の保全処分を含む。）の審理・進行

1 はじめに

前述のとおり，子の監護者指定・引渡事件は，別居や子の連れ去りの経緯等をめぐり当事者間の感情的な対立が激しいことに加え，子をとにかく早く取り戻したいという心情も働いているためか，申立時において調停手続ではなく審判事件が選択され，その際には併せて審判前の保全処分も申し立てられる場合が少なくない。

③乙5号証255頁

第4 調停事件の進行の概要

1 子の監護者指定・引渡調停事件の特徴

子の監護者指定・引渡調停事件では，別居や子の連れ去りの事実経緯等をめぐり感情的な対立が激しい事案が少なくない。

（中略）

3 家裁調査官の活用

（中略）

(1) 調停期日立会い

子の監護者指定・引渡調停事件では，当事者双方において，別居や子の連れ去り等に至る経緯をめぐり感情的な対立が激しい事案が少なくない。

第5 「第5 相当な方法により面会交流が認められる手段が存在するとの被告の主張は認められないという原告らの主張は失当であること」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張が失当であること）について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 被告は、「少なくとも相当な方法により面会交流が認められる手段は存在する旨主張したにすぎない」と主張する。

しかしながら、原告らが既に主張し、また以下で主張するように、被告が引用する制度は、全て子の同居親が、別居親と子との面会交流を拒否した場合には、面会交流は事実上不可能となるのが実態である。その点で、被告が引用する手続は、何ら原告らが主張するように、「面会交流を確実に実現できる手段」ではないことは明白である。

(3) また被告は、「この点をおくとしても、履行勧告（家事事件手続法289条1項）は、取決めを守らない相手方に対し、取決めを守るように説得したり、勧告したりするものであり、履行に対する強制力はないものの、面会交流を含め審判で定められた取決めの実現のために設けられた制度の一つであり、また、間接強制（民事執行法172条1項）は、履行をしない義務者に対し、一定の期間内に履行をしなければその債務とは別に間接強制金を課すことを警告した決定をすることで、義務者に心理的圧迫を加えるものである。これらの制度は、面会交流の実現に向けた制度であって、少なくとも相当な方法により面会交流が認められる手段は存在する。」と主張する。

しかしながら、まず履行勧告は、言葉通り「勧告」にすぎず、取決めを守らない相手方が履行勧告に応じなければ、面会交流は実現できない。

さらに、間接強制も、法律が定める要件を充たさなければ間接強制金を課すことができない。現在の裁判所の調停手続や審判手続における面会交流の合意や審判では、以下で引用する最高裁平成25年3月28日決定が判示した、間接強制が実施されるための要件である「①面会交流の日時又は頻度、②各回の面会交流時間の長さ、③子の引渡しの方法の3つの要素」が特定されていない内容となることが多く（「月に1回程度」、「1回に4時間程度」などという幅を持たせた内容となることが多く）、それでは間接強制の適用がされないのである。

(4) 結局、被告が引用する制度では、面会交流を確実に実現することはできないのである。

ここで、原告ら提出準備書面(6)23頁以下の主張の要旨を再度主張する。

「仮に面会交流について合意や審判が出されても、それを子の同居親に拒否された場合には、面会交流の実現を求める別居親は、以下で述べるように、その実現が著しく困難である。

まず、家裁調査官による履行勧告は強制力がない。間接強制は認められるための要件が厳格であり（最高裁平成25年3月28日決定）当然には認められない。また仮に間接強制が認められても、金銭が支払われるだけで、実際に面会ができるわけではない。損害賠償請求も認められるためには民法709条の要件を満たすことが必要である。また仮に損害賠償請求が認められても、金銭的な賠償を得るだけであり、実際に面会ができるわけではない。現行法における間接強制制度や不法行為に基づく損害賠償制度は、面会交流権の実現のためには不十分な制度である。それらは元々面会交流権の実現のために設けられた制度ではなく、それらの制度の借用では面会交流権は実現できないのである。

この点につき、『子どものための法律と実務』19頁（執筆者：西岡清一郎（東京家庭裁判所長））（甲A142）では、以下の指摘がされている。

「また、面会交流についてみると、相手方が審判に応じなかった場合には、履行勧告、間接強制といった方法しか残されておらず、その実現には困難が伴うと言わざるを得ない状況にある。」

『同書』111頁（執筆者：進藤千絵（大阪地方裁判所判事）他）（甲A142）では、以下の指摘がされている。

「(7) 面会交流の履行の確保

ア 履行勧告

他方、義務者が勧告に応じない場合は義務の履行を強制することはできず、履行勧告によって調停や審判の内容を変更することはできないなど限界もある。

履行勧告が功を奏しない場合には、後述する間接強制や改めて調停を申し立てることが必要になる。」

この点につき、最高裁平成25年3月28日決定は、「面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましい。」としつつも、「性質上、間接強制をすることが出来ないものではない。」と判示した上で、①面会交流の日時又は頻度、②各回の面会交流時間の長さ、③子の引渡しの方法の3つの要素により、監護親（同居親）の義務の内容が特定しているといえる場合は、間接強制が可能であると判示した。

その判示内容は、逆を言えば、それらの要件を備えていない場合には、間接強制すらできないということである。

なお、東京地裁令和元年（2019年）11月22日判決は、両親との面会妨害行為を行った長女と次女2人に対して三女が損害賠償を求めた事件において、「親と面会交流したいという子の素朴な感情や、面会交流の利益は法的保護に値する」として賠償命令を出した（甲A143）。ところが、それを報じた日本経済新聞の記事において、三女側の弁護士は、同判決を「親に不法に会わせない行為に対し、賠償を得られることが明確になった。」と評価する一方で、「面会を実現させる命令までは現行法では困難で最大の問題として残る。」と指摘している（甲A143）。その指摘内容は、仮に損害賠償請求が認められても、金銭的な賠償を得るだけであり、実際に面会ができるわけではないことを意味している。」

第6 「第6 「親子審判制度」に関する原告らの主張は失当であること」について

- 1 1項（原告らの主張）について
原告らの主張内容自体は争わない。
- 2 2項（原告らの主張が失当であること）について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 被告は、「本件立法不作為は、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものではない。すなわち、原告らが「親子審判制度」により、「子の連れ去りが原則的に許されなくなり」、「親子の面会交流は自由であることが原則」となることが実現できると主張する根拠が明らかでなく」と主張する。

しかしながら、原告らが主張する「親子審判制度」では、他方配偶者の同意なく子を連れ去った親は、後の子の監護者や子の親権者の決定の評価において不利益を受ける。さらには別居親と子との自由面会交流を保障しなかった親も、監護者変更や親権者変更の決定の評価において不利益を受ける。そのことで、「子の連れ去り」が抑制でき、「自由面会」が実現できることは明白である。現在の日本の法律制度では、「他方配偶者の同意なく子を連れ去った親は、後の子の監護者や子の親権者の決定の評価において不利益を受ける。さらには別居親と子との自由面会交流を保障しなかった親も、監護者変更や親権者変更の決定の評価において不利益を受ける。」ことについて、明文の規定がなく、さらには実務上の運用がそのようにされていないために、「子の連れ去り」が行われ、「自由面会交流」が阻害されていることは明白である。

(3) 被告は、「「子の連れ去り」を防ぐためにどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、現行の制度が憲法の条項に違反するか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものであり（最高裁令和3年6月23日大法廷決定・裁判所時報1770号3ページ）、区別して検討されるべきである。」と主張するが、被告が引用している最高裁令和3年6月23日大法廷決定は、選択的夫婦別姓についての最高裁判例であり、選択的夫婦別姓制度をどのように法制度として実現するかの問題は、民法上の夫婦別姓（最高裁大法廷平成27年12月16日判決や最高裁令和3年6月23日大法廷決定の事案で主張されたもの）を採用すべきか、それとも戸籍法上の夫婦別姓

(現在国会議員の稲田朋美氏が主張している法制度案)を採用すべきかなど、複数の選択肢が考えられるのに対して、「子の連れ去り」が連れ去られる親と連れ去られる子との基本的人権や人格的な利益を侵害することは明白なのであるから、何ら「どのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題」は生じない。基本的人権や人格的な利益を保護するためには、「子の連れ去り」を防ぐ義務が、国会（国会議員）にあることは明白である。

(4) 被告は、「なお、原告らのいう「親子審判制度」は、審判の対象や申立ての具体的な内容が定かではなく、その導入に当たっては、具体的な制度設計やその導入のデメリット、現行の家事事務手続や民事執行手続との整合性について、なお多くの検討を要するものであることを指摘しておく。」と主張するが、被告自身「親子審判制度」の法制度自体が実現可能であること自体は争っていない。それは、「子の連れ去り」を防ぐための法制度を国会（国会議員）が制定することが可能であることを、事実上認める内容である。

第7 原告らの主張

1 厚生労働省は令和3年11月5日に、虐待を受けた子どもと親と分離する児童相談所の一時保護に司法審査を導入する案を社会保障審議会専門委員会に示した。児相の請求を受け裁判官が「一時保護状」を発付する方法で、親権者が保護に同意している場合は除外する方針。反対していたり、意向が不明瞭だったりした場合が請求対象になる（甲A149）。

2 原告らが準備書面(5)で引用したように、日本が1994年に批准した児童の権利に関する条約9条は、1項において、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合にお

いて必要となることがある。」と規定し、同条2項は、「すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。」と規定している（甲A138）。

その規定に反する日本の現状に対し、国連子どもの権利委員会は2019年の総括所見で、「子どもを家族から分離するべきか否かの決定に際して義務的司法審査を導入」することを要請。分離は「子どもと親の意見を聴取した後に行われること」も求めている（甲A25, 甲A138）。

3 すると、原告らが準備書面(5)で主張したように、児童相談所の一時保護についての法改正の動きが、基本的人権や人格的な利益を保護するために必要なために行われる以上、児童相談所ではなく、一方親が他方親の同意なく子どもを連れ去る場合についても、同様の法改正が必要であることは明白である。児童相談所による一時保護の場合には、親と子どもの権利侵害が行われ、それに対する権利保護が必要であるのに対して、一方配偶者による子どもの連れ去りの場合には、他方配偶者や子どもの権利侵害がなく、それに対する権利保護は不要であるとするのは背理であることは明白である。

以上の児童相談所の一時保護についての法改正の動きを前提にすると、子どもを連れ去られる親の権利と連れ去られる子どもの権利を保護するための実体法（刑事法，民事法）及び手続法（手続保障規定）が必要であることは明白である。特に、「連れ去られる親」の親権や子どもを養育する人格的な利益等の権利侵害についての手続保障や子どもを連れ去られることについての意見を述べる手続保障，さらには、「連れ去られる子ども」の親から養育を受ける人格的な利益等の侵害についての手続保障や連れ去られることについての意見を述べる手続保障が必要であることは明白である。

すると、以上の児童相談所の一時保護についての法改正の動きに照らすと、国会（国会議員）が、子どもを連れ去られる親の権利と連れ去られる親の権利を保護するための実体法（刑事法，民事法）及び手続法（手続保障規定）を保

障する立法義務を負っていることは明白である。

以上